

陳情

（仮称）嶺北香美ウィンドファーム事業
に関する陳情（意見書）（賛成・全員）

再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与でき、有望かつ多様に富む低炭素エネルギー源であり、今後ますます重要性が高まり、推進していかなければならない。

しかし、株式会社GFによる、（仮称）嶺北香美ウィンドファーム事業においては、高知県香美市及び長岡郡大豊町の山間部、主に尾根筋周辺を対象とし、事業実施想定区域約2662ヘクタール（奥物部県立公園及び梶ヶ森県立自然公園を含む）にも及ぶ範囲で、高さ180メートルの超大型風車を最大36基（1基あた

り最大4300キロワット）建設、総出力154800キロワットの陸上風力発電を目指す計画であり、設置工事段階から次のような事柄が懸念される。

本町は、石鎚・剣山両山系が交錯し、隆起した峻嶺に囲まれ、標高200〜400メートル、急傾斜で複雑な山岳地帯であり、平坦地はほとんどなく、耕地は総面積の1・1％に過ぎず、棚田、傾斜畑で形成されている。河川は、本町を縦横に流れる四国三郎吉野川とこれに流れ込む支流が渓谷を成し、水資源には恵まれているとはいえるが、その半面脆弱な地質構造であり、古来より地すべり地

帯として有名である。

また、気象状況においても多雨地帯であり、年間降水量が3000ミリに達する地区もあるほどで、土砂災害等を誘発させやすい地域である。

そのような環境下で、本事業においては、土砂流出防備保安林、水源かん養保安林等を広範囲に解除し、大規模な土地改変（資材搬入路や作業用道路敷設、風車ヤード開設、風車の基礎工事・設置等）を行うことが計画されており、地すべり・土石流などの災害リスクがさらに高まる恐れがある。事業想定区域周辺の山腹には、人々の暮らす集落が多数存在し、山腹崩壊を誘発すれば、危機的な状況となることが予測できる。

また、事業想定区域内には、周辺集落の飲料水等の取水地も含まれており、上記に述べたような大規模な開発が行われることによる濁りや水質低下、枯渇を危

惧する住民の声も多い。

次に、事業実施想定区域及びその周辺は、希少野生動植物種のクマタカ、環境省レッドリスト絶滅危惧Ⅱ類に指定されている四国山地のツキノワグマの生息、サシバの渡りルートであることも確認されている。また、杉の人工林が多いとはいえ、稜線には天然林を残し、特定植物群落に選定された「青ザレ山と周辺の植生」並びにササ群落（Ⅳ）及びシラキブナ群集等の植生が存在しており、貴重な動植物の生息・生育の場を壊してはならないと考える。

本町は、平成26年3月18日大豊町ゆたかな森づくり条例及び令和3年3月19日大豊町ゆたかな郷づくり条例において、以下のようなことを定めている。

・森林の多面的機能（生物多様性保全機能・地球保全機能・土砂災害保全機能・土壌保全機能・水源

かん養機能・快適環境形成機能・保健レクリエーション機能・文化機能・物質生産機能）を持続的に発揮するため森林を守り又は育てることをいう。

・先人より受け継がれた山村の原風景を享受する権利を有するとともに、これを将来の世代にわたって親しみ、将来の世代へ引き継ぐ責務を負うことを基本としなければならない。

（一部抜粋）
そしてこれらは、本町に残る自然とそこに共生する形で培われてきた文化を、町の貴重な財産だと捉え、町と町民等が協働し促進するものである。

最後に、現時点で、事業推定区域の直下となる5地区より白紙撤回を求める要望書、町民54名の連名による本事業に関する陳情書、本事業の撤回を求めるための要望書として197名

委員会の動き

総務産業建設常任委員長

上池 如夫

●調査日時

令和8年4月20日（月）
午後1時00分〜午後4時30分
21日（火）午前8時30分〜午後2時30分

●調査場所

石川県輪島市、珠洲市ほか

●調査事件

災害復興に関する調査について

●調査結果

【令和6年1月1日能登半島地震】マグニチュード7・6、最大震度7、調査段階での住宅被害18485件、約700人の死亡者
【同年9月21日から9月23日豪雨災害】

●人的被害

死亡者13人、安否不明者2人

●通行止

土砂崩れにより国道、県道併せて42カ所

●孤立集落

輪島市、珠洲市、能登町で56件

●断水

輪島市3086戸、珠洲市1744戸、能登町230戸

今後において、南海トラフによる巨大地震が予測されており、本町でも被害が起きた時のインフラ整備や町の災害復興を迅速に対応できるよう能登地方の復興状況を調査した。
今回の地震では、外浦と

呼ばれる珠洲市や輪島市の海岸の大規模な隆起が大きな特徴である。珠洲市は最大で約2メートル、輪島市では最大約4メートルの海岸が隆起し、数多くの漁船が座礁、数カ所の漁港では堤防や船着き場に被害が生じた。

また内浦と呼ばれる珠洲市南東部から七尾市までの沿岸部の一部では、地盤沈下し津波被害が拡大した。激しい地殻変動や道路の寸断が障壁となり、避難者の車中泊対策、倒壊の恐れがある瓦屋根への適切な耐震設計や補強などの安全対策も十分に講じられていなかった状況を聞くと、二次災害及び人命を守るためには多くの課題が残されている。

中でも大谷地区の地形は本町と類似しており、地滑り被害が多く、復興にも時間を要している。海岸沿いの幹線道路は至る所で土砂崩壊し、元々海底であった場所が隆起して、そこに仮

（町民と大豊町出身者）の署名を大豊町長へ提出し、町として受理している。陳情書においては、大豊町総務産業建設常任委員会も地域住民の陳情が一部願意妥当であるとの委員長報告を出している。

以上のことから、住民が安心・安全な暮らしに不安を抱く日々が続いていることは明らかで、建設予定地直下5地区の住民の合意形成が成される可能性は著しく低い。大豊町議会としても、住民の意見が反映され、住民の意向に寄り添うことなどを重視する。

昨年の計画段階環境配慮書に対する意見では、環境大臣及び経済産業大臣、並びに県知事より、「本事業の実施による重大な環境影響を回避する、又は十分に低減することができない場合は、風力発電施設の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の抜本的な

見直しを行うこと。」との環境保全重視が示されている。

今後の手続きにおいても、本町の状況を十分にご理解賜り、環境保全重視を堅持され、地域住民の合意なしに事業が進められることがないよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年6月12日
高知県長岡郡大豊町議会
議長 藤丸 高德

経済産業大臣
赤澤 亮正 様

環境大臣
石原 宏高 様

高知県知事
濱田 省司 様